全 員 協 議 会 記 録

令和８年６月８日

【開催日】　令和８年６月８日（月）

【開催場所】　議場

【開会・散会時間】　午前９時３０分～午前９時４９分

【出席議員】

議長	髙松秀樹	副議長	大井淳一朗
議員	穐本真一	議員	伊場勇
議員	大年恒夫	議員	奥良秀
議員	北永千賀	議員	白井健一郎
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中島好人
議員	中村博行	議員	濱本健吾
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	藤谷圭子	議員	前田浩司
議員	宮本政志	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	脇本直美

【欠席議員】なし

【事務局出席者】

局長	舩林康則	議事係長	岡田靖仁

【付議事項】

１　議運決定事項について

午前９時３０分　開会

髙松秀樹議長　おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項、議運決定事項について、議会運営委員長の報告を求めます。

（伊場勇議会運営委員長　登壇）

伊場勇議会運営委員長　皆様、おはようございます。第２０回から２３回の議

運決定事項について報告いたします。決定事項１、令和８年第２回（６月）定例会に関する事項についてです。（１）会期案は、６月８日月曜日から６月２６日金曜日までの１９日間としました。なお、議案名は、資料１のとおりであります。御確認ください。次に、（２）宇部・山陽小野田消防組合議会の報告については、申し合わせ事項４４により行うこととといたしました。次に、（３）議員派遣については、６月定例会最終日に決定することといたしました。なお、派遣内容は下記のとおりであります。御確認ください。次に、（４）議事日程案は、資料２のとおりといたしましたので、御確認をお願いいたします。次に、決定事項２、陳情・要望書等の取扱いについて。資料３の３件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定いたしました。御確認ください。次に、決定事項３、議員の情報発信について。中島好人議員及び山田伸幸議員を令和８年６月８日の議会運営委員会に参考人として出席を要請することを決定いたしました。次に、決定事項４、白井健一郎議員の器物損壊事件の解明を求める陳情書について。陳情者である樋口晋也氏を令和８年６月５日の議会運営委員会に参考人として出席を要請することを決定し、同日に参考人による意見陳述及び参考人に対する質疑を行いました。次に、決定事項５、本会議における議案提案時の質疑について。山陽小野田市議会基本条例第１３条において、本会議における議案提案時の質疑の内容は、あくまで総括大綱的なものにとどめることとしているが、実際には総括大綱的でない質疑が多く見られるのが現状であります。そのため、総括大綱的な質疑の定義付け、そして議案提案時の質疑の内容はどのようなものであるべきか、資料４のとおり定めました。資料４を御覧ください。議案提案時の質疑の内容について、本市議会では、山陽小野田市議会基本条例第１３条において、議案提案時の質疑の内容はあくまで総括大綱的なものにとどめることとしています。これは、本市議会では、議案等を合理的、能率的、専門的に審査するための内部機関である委員会を設置しているため、本会議において詳細な質疑を行う必要性がないためであります。そして「総括大綱的な質疑」とは、議員全員が議案の骨子を共有できるよう、各議案に係る提案の背景、基本方針、予

算配分の優先順位等を問うものであります。具体的には、次のような質疑が総括大綱的な質疑に該当すると思います。例を３点出しておりますので御確認ください。そして反対に、議案の詳細に踏み込み、事務事業の手続・内容、予算の細かい積算根拠等を問うもの、委員会での質疑で足る内容のものなどは、議案提案時の質疑としてはふさわしくないと。具体的には、総括大綱的な質疑に該当しない例を以下３点提示しておりますので、御確認ください。以上で議運決定事項の報告を終わります。

（伊場勇議会運営委員長　降壇）

髙松秀樹議長　ただいまの報告に対しまして質疑はございますか。

中島好人委員　白井健一郎議員の器物損壊事件の解明を求める陳情についてです。６月４日議会運営委員会が開かれて、議会運営委員会に付託すると決められて、今日の本会議で付託先が決定されてから審査するのが建前だと思うわけです。それが６月５日に参考人を呼んでの審査が行われたということですけども、このことは可能なのかどうか、お聞きします。

伊場勇議会運営委員長　陳情は、議案ではございません。議長から諮問を受けて議会運営委員会で調査委員会を協議する流れになります。そして、議会運営委員会で取り扱うということを決定し、陳情者の願意を確認する必要があるということで、その翌日に参考人をお呼びして御意見を伺って質疑を行ったということです。

中島好人委員　今後も陳情、要望等が出て調査先が決まれば、もう委員会で審査できるということでよろしいですか。

伊場勇議会運営委員長　陳情・要望の種類、緊急性等にもよりますが、そういう形で進めていると理解しております。

中島好人委員　６月５日の参考人招致の議会運営委員会を視聴したんですけども、冒頭に、傍聴人として白井議員がいて、参考人が「暴力的な傍聴者がいて怖くて発言しにくいので退席をしてくれ」と言いました。伊場委員長はこの要求に応えて白井議員を退席させたわけですけども、このことは、傍聴規則に反する行為ではないかと思いますが、どうでしょうか。

伊場勇議会運営委員長　その点については議会運営委員会でも発言させていただきましたが、参考人をお呼びして願意をしっかり聞くことが本質です。参考人としてお呼びした方から、願意をしっかり伝えていただく場を設定するのが議会運営委員会、そして委員長である私の責務でありますので、そのように取り計らったところです。

中島好人委員　参考人がそう言ったからといって、本当に発言が抑制されるものだとは思わないし、むしろ議員を退席させたことが問題であると思います。もう１点です。参考人の発言の中で、６月４日の議会運営委員会で矢田委員が発言した内容に触れてきたわけですけども、これは問題の範囲外の話であり、委員長が即座に発言を制止すべきではなかったかと思ったわけです。その点についてはどのように思われますか。

髙松秀樹議長　中島議員に申し上げます。今の質疑は認めますが、今後の質疑については、議会運営委員会の審査内容に踏み込む質疑は差し控えていただきたいと思います。今の質疑は認めますので、答弁をお願いします。

伊場勇議会運営委員長　矢田委員について言われた質疑に対してのことも、皆で協議して参考人を呼ぶことに決定したところでありますので、それ以上はありません。

中島好人委員　矢田議員の「既にこの問題は終わっているのではないか」という発言でした。審査の問題範囲を超えているのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

伊場勇議会運営委員長　陳情書を御覧になっていただいていると思いますが、その中の願意と思われる箇所でございます。「議会でしっかり事実を確認してほしい」という願意でございます。白井議員の一件は終わったにもかかわらずその件について確認をしてほしいという市民からの陳情でございますので､それについて適切に取り計らっているということです。

山田伸幸議員　議案提案時の質疑の内容についてお聞きいたします。この中で「あくまでも総括大綱的なものにとどめる」と、議会基本条例を例に挙げて言っておられますけれど、ここで大事なのが、ここの資料にも書かれておりますが、議案の細部に踏み込み、事務事業の手続、内容、予算の細かい精算根拠等を問うもの、委員会での質疑で足る内容のものなどは、議案提案時の質疑として相ふさわしくないと結論付けられております。そもそもここで質疑できるのは、委員会に出席できない議員ですよね。もしやろうとすれば委員外議員として出席するわけですけど、原則的には委員会に所属しない議員が質疑するわけですから、そこまでやるのは規制のし過ぎではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

伊場勇議会運営委員長　本市議会があえて委員会を設置して、国の委員会中心主義に近い形を取っているのは、先ほど申し上げましたが、効率的な議会運営委員会の観点から、本議会における意思決定の前提として、効率的、能率的、専門的に審査するための内部機関を必要と判断したためであります。そのため、委員会で行える質疑を本会議で行うことは、効率的な議会運営に逆行するだけでなく、委員会の軽視にもつながりかねないということです。例えば、委員外議員で出席するというやり方もあるし、一般質問などの機会も確保しているというところで理解いただきたいと思います。

山田伸幸議員　今の発言がよく分からなかったんですが、委員会でやればいいと言いますけれど、ここで質疑をしても委員会ではまるでそのことに触

れられないということがこれまで多々ありました。やはり、私どもとしては、委員会での審議にも役立てていただきたい、もっともっと深めていただきたいという思いを持って質疑に臨んでいるわけです。そして、その中にはかなり重要なことも発言してきたわけですけど、そのことについては委員会で全く触れられなかったということが何回もありました。そういった意味でいうと、本会議で委員に入っていない議員が質疑したことについて、やはりきちんと質疑を認めるべきだと思うわけですが、いかがですか。

伊場勇議会運営委員長　本質的には、この山陽小野田市議会基本条例第１３条において、議案提案時の質疑の内容はあくまで総括大綱的なものにとどめると。これを最高規範として私たちは市議会運営に取り組んでおります。ここが１丁目１番地というふうに考えます。取決めをしている以上、内部機関である委員会を設置して効率的な運営を行っているということですので、これに沿った運営が自然だと思います。

山田伸幸議員　委員会中心主義は、それはそれでいいんです。しかし、やっぱり本会議での活発な議論というのも、この議会が市民から負託をされた議会であるという観点から、市民がきちんと理解できるような、そして、本当に納得できるような審査を議会がやっているということをきちんと見てもらうことも必要なわけです。なかなか委員会にまで傍聴に行ったりすることはないわけで、本会議での質疑、議員の自由な発言を阻害するような踏み込んだ規制はやっぱりすべきではない。もっと自由な発想で問題に取り組んでいただきたい。確かに総括大綱的と書いてありますけれど、質疑をする際には、その辺を重々心得た上で私たちも望んでいるということですから、一概にこれは駄目、あれはいいというような仕分はなかなか難しいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

宮本政志議員　伊場委員長と山田議員のやり取りを聞いていまして、これはもう平行線ですよね。あくまでこれは基本条例第１３条の本会議の議案審

議における質疑についてを扱って総括大綱的ですと。山田議員が言うのも分からないことはないんですよ。つまり、委員会に関しては委員長の議事整理権、この本会議は議長の議事整理権で、それぞれ運営していただいている。なら今度は、委員会の議案審査の質疑に関しても、しっかり委員長の委員会運営の下、各委員がしっかり深い質疑ができるような方向性というのも、並行して議会運営委員会のほうでもんでいかないといけないのかなっていうことも感じています。それから、例えば議案と全く関係ない質疑が出たときに、それを扱う委員長がいらっしゃったとしたら、これは委員会運営に対してやはり瑕疵が出てくる。だからこれは本会議場の議案審議の質疑についての報告です。ただし、委員会における質疑についてもしっかり議会運営委員会のほうでもんでいただかないと、この点は幾ら議論しても平行線だと思うので、伊場委員長をはじめとする議会運営委員会のメンバーで今後詰めていっていただきたいと思います。

髙松秀樹議長　議員の皆様に再度お知らせします。議会基本条例第１３条において、議案提案時の質疑はあくまでも総括大綱的なものにとどめるということがあります。これをしっかり頭に入れてください。質疑をするなという話じゃありません。しっかり大綱的な質疑にとどめていただくということを肝に銘じて質疑を行っていただきたいと思います。そして、議会運営委員会の議論の蒸し返しになっておりますので、そこの点は注意していただいて質疑を行ってください。

山田伸幸議員　もう１点、どうしてもここで指摘をしておかなくてはいけないのが、こちらが総括大綱的なという意味合いも込めて発言をした際に、そんなものは一般質問でやるべきだというようなことを執行部が発言することがこれまで何回もありましたので、これは議長から注意をしていただきたいと思います。

髙松秀樹議長　議員に対して、そして執行機関に対しても、逸脱した言動があ

る場合は、私が議事整理権を行使して注意をいたします。そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前９時４９分　散会